

ふ

広報

つ



さ

F U S S A

平成20年(2008年)

3月1日 No. 754

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課  
〒197-8501 福生市本町5  
☎042-551-1511 (市役所代表)  
毎月1日・15日発行

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

## 今号の主な記事

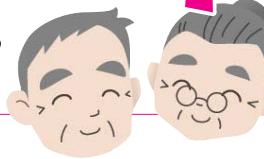
2面平成20年度から国民健康保険制度が変わります 4面市長選挙の日程など 5面環境フォーラム「地球を救おう」開催  
6面平成20年度福生市青少年海外派遣生募集 7面図書館こども映画会開催 8面水道業務の窓口が変わります

ご存じですか

## 後期高齢者医療制度

～4月から始まる75歳以上の方の新たな保険制度です～

Q &amp; A



納税強化推進月間の3月は  
休日納税窓口を開設・相談も  
あわせて受け付けます

日時 3月9日(日)・16日(日)ともに午前9時～  
午後4時  
場所 市役所1階  
※3面にも納税関係の  
記事を掲載していま  
すのでご覧ください。  
問合せ 収納課



## ■現在の老人保健制度は廃止に

平成20年4月から75歳以上の方(後期高齢者)の新たな保険制度が始まります(65歳以上75歳未満で老人医療の障害認定を受けている方も対象です)。制度の目的・保険料・支払い方法・手続き等について紹介します。

問合せ 保険年金課老人医療係

## Q 制度がなぜ変わるの?

A. 医療費は年々増加しています。現在の老人保健制度は、国保・社保等の保険料から75歳以上の高齢者の医療費を負担していますが、この仕組みでは医療費負担が限界になってきました。後期高齢者医療制度では75歳以上の医療費を基に、個人の収入額に応じた保険料を負担していただくようなり、同じ所得であれば都内では同じ保険料になります。

## Q 制度の運営はどこがするの?

A. この新しい制度の運営は、都内62区市町村が加入・設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。保険証の引き渡しや保険料の徴収、各種届出などは区市町村が窓口になります。

## Q 保険証は変わるの?

A. 保険証(被保険者証)を3月下旬に郵送します。4月からは新しい保険証を窓口に提示してください。今までの保険証(国保・社保等)と老人医療受給者証等は平成20年3月31日をもって使用できなくなります。

## Q 保険証をもらうには?

A. 手続きはいりません。保険証は平成20年3月下旬に配達記録郵便で送ります。

## 広報ふっさ紙面にS Pコードを掲載しています

視覚障害者の情報ツールとして開発された二次元シンボル「S Pコード」(下図参照)を広報ふっさの紙面に試行的に導入しています。S Pコードは縦横18mmの大ささに、日本語で約800文字の文字データを納めることができます。専用読み取り装置を使うことで、コードに記録されている文字情報を音声で聞くことができます。

毎月1日号に連載している野澤市長の随想「きんもくせい」をS Pコード化しています。

問合せ 秘書広報課広報広聴係

## Q 平成20年4月以降75歳になる人にはいつ保険証が届くの?

A. 誕生日の前日までに配達記録郵便で送ります。

## Q 医療機関での支払いは?

A. 現在の医療機関等での支払いと変わりません。病院等の窓口では、これまでの老人保健制度と同様、かかった費用の1割を支払います。ただし、現役並み所得の方は3割です。

## Q 保険料はどうなるの?

A. 保険料は「均等割額+所得割額」の計算で決まります。被保険者一人当たりの均等割額は年額37,800円、所得割額は一人ひとりの「旧ただし書き所得(前年の総所得金額-基礎控除額33万円)に、所得割率6.56パーセントを掛けた金額です。

平均的な保険料は、年額約9万円(月額約7,500円)です。保険料は原則として、4月から年金天引きされます。ただし、現在介護保険料が年金から天引きされていない方、年間の年金受給額が18万円未満の方、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える方、社保から移行する方等は、納付書で納めていただくことになります。

## Q 保険料の軽減措置はあるの?

A. 社保の被扶養者だった方が後期高齢者医療制度に移った場合、2年間は所得割額がかからず、均等割額が半額になります。ただし、均等割額は平成20年9月までが全額無料、引き続き10月～平成21年3月が9割引きとなります。

また、所得の低い方には、所得割額がかからない場合や、均等割額が7割減額・5割減額・2割減額のうち、いずれかが適用となる場合があります(右図参照)。

さらに、東京都広域連合では、平成22年3月まで

旧ただし書き所得が55万円(厚生年金の一般的な収入が208万円)までの所得階層の方を対象に、独自に保険料の軽減措置を行います。具体的には下表のとおり、旧ただし書き所得が15万円までの方は所得割額を全額減額、20万円までの方は75パーセントの減額、40万円までの方は50パーセントの減額、55万円までの方は25パーセントの減額とします。

図 保険料(平成20・21年東京都額)の算定構成及び軽減額  
保険料は次の2つの額を合計したものになります。

**均等割**  
37,800円  
すべての被保険者で  
均一に負担する部分

**所得割**  
+ 旧ただし書き所得 × 0.0656  
所得に応じて負担する部分

世帯の総所得が低い方は、均等割額が7割・5割・2割いずれかの軽減があります。

7割軽減=判定対象額≤33万円(=基礎控除額)

5割軽減=判定対象額≤33万円+24.5万円

×被保険者の人数(被保険者である世帯主を除く)

2割軽減=判定対象額≤33万円+35万円

×被保険者の人数

## 表 東京都広域連合独自の軽減措置

対象者	軽減内容		
旧ただし書き 所得	15万円までの方	所得割額を全額減額	
	20万円までの方	所得割額を75%減額	
	40万円までの方	所得割額を50%減額	
	55万円までの方	所得割額を25%減額	

## 制度の「?」は

「広域連合お問合せセンター」

☎0570-086-519(ハローコウイキ)

広域連合では、皆さんのお問い合わせに対応するため、平成20年3月10日から「東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター」を設置します。気軽にお問い合わせください。

指して頑張ろう。  
歓喜の時を目  
ます。  
あるのだと思  
います。

しかし、その環境の変化こそ  
が人間を鍛え、人間を大きくし  
ます。  
問題は、その変化に適応し、  
乗り越えるかどうかです。  
他の生物によつて生かして  
あります。

このような環境の変化は、悲  
しみや喜びなどとなつて私た  
ちの感情を波立たせ、さまざま  
な行動を取らせます。  
絶望して自殺さえ引き起こ  
すことがあります。

人間は、他の生物を食物とし  
て食べて生きています。それ一  
つとっても他の生物から命を  
もらっていると言えます。  
もう一つ、他の生物から命を  
もらっていると言えます。  
つまり、他の生物から命を  
もらっているかけがえのない  
自分の命、限りある命を大切に  
し、限界まで挑戦することこそ  
人間として生きている意味が  
あります。

風は冷たいですが、日照の  
長さ、強さに間近な春の息吹  
を感じられます。季節を肌で  
感じることができる人間は、  
やはり生物の一員で、自然界  
の中で活かされている存在だ  
と実感します。

きんもくせい  
福生市長 野澤久人  
新庁舎工事現場にて

